

杉並区子ども読書活動推進計画

(平成 30～33 年度)



杉並区教育委員会

目 次

第1章	基本方針	2
1	計画改定の趣旨	2
2	これまでの取組の評価	3
3	計画の基本的考え方	6
4	計画期間	9
第2章	子ども読書活動推進の取組	10
	～区民と区との協働による読書環境の向上を目指して～	
1	家庭・地域等における読書活動の推進	10
2	学校における読書活動の推進	14
3	図書館における読書活動の推進	18
4	読書活動に関する情報の発信	22
5	読書活動を推進するための体制と 関係機関の協力・連携	24
	○計画の体系図	26
	○計画事業一覧	27
	《参考資料》	28

第1章 基本方針

1 計画改定の趣旨

これまで杉並区では、「杉並区子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちの読書環境の整備に努めてきました。とりわけ、平成24年度に国に先駆けて学校司書が区立小・中学校全校に配置されたことにより、学校における読書活動が活発になるとともに、区立図書館との連携も進んでいます。

こうした中で、改定前の計画（平成28・29年度）で目標項目として掲げた、図書館における「乳幼児と保護者を対象とする事業への参加者数」が前倒しで目標数値を達成するなど、計画は概ね順調に進捗しています。

しかしながら、「1か月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合」や「学校図書館図書標準を100%達成した小・中学校の割合」など、達成率が低いものもあり、新たな計画においても引き続き、取組を充実・強化する必要があります。

子どもや子育てを巡る環境が大きく変化する中で、子どもの時期から継続的に読書習慣を養うことが重要であるとの認識に立ち、これまでの取組の成果と課題を検証するとともに、今後の時代の変化を見据えつつ、子どもの読書活動の更なる推進を図るため、このたび計画を改定することとしたものです。

2 これまでの取組の評価

(1) これまでの取組の成果と課題

子どもたちの読書習慣の育成を図るため、最終的には小・中学生の未読者*の割合(未読者率)を「ゼロ%」にすることを目指して家庭、地域、学校、図書館で子どもの読書環境を整備しました。

※杉並区教育委員会『杉並区特定の課題に対する調査、意識、実態調査』において、1か月に1冊も本を読んでいないと回答した小学校3～6年生・中学校1～3年生

< 家庭・地域等における読書活動の推進 >

重点的取組である「区立図書館での乳幼児への支援の充実」については、ブックスタート事業の充実に加え、「あかちゃんおはなし会」や「あかちゃんタイム」、そして「子どもと保護者が一緒に楽しむ事業」等により、乳幼児の保護者に対する、読書活動を通じた子育て支援を進めました。さらに、出産を控えた家庭への支援にも取り組むとともに、あらゆる機会を捉えて、区立図書館の周知に努めました。

また、未就学児などの読書への興味を高めるために、引き続き、保育園や幼稚園、子供園の団体貸出や出張おはなし会などを実施しました。

地域人材の育成については、図書館ボランティア養成講座修了生に対して、フォローアップ研修や活動の機会を積極的に設けていくなどボランティア活動への支援を実施しました。このことにより、ボランティア登録者数は徐々に増えています。

これらの施策による効果として、区立図書館が開催する「乳幼児と保護者を対象とする事業への参加者数」は、平成28年度実績で、改定前の計画での平成29年度目標を超えることができました。

関連取組項目	平成26年度実績	平成28年度実績	改定前の計画 平成29年度目標
乳幼児と保護者を対象とする事業への参加者数	13,156人	16,597人	15,000人

区立図書館では、家庭での読書活動の支援に努めていくとともに、地域ぐるみで子どもの読書活動を推進していくために、計画的にボランティアを養成し、研修等により受講修了者を継続的に支援しています。

今後は、施設数の増加が著しい保育施設等への支援や、誰もが利用しやすい図書館を目指し、特別な支援を必要とする子どもも含め、読書活動の支援を一層充実させていきます。

< 学校における読書活動の推進 >

重点的取組である「学校図書館の充実」では、司書教諭と学校司書を核とし、学校図書館の整備や児童・生徒、教職員へ学校図書館活用の積極的な働きかけを

行うことにより、各教科での図書や資料を活用した授業が増えたほか、読書週間等での行事や図書委員会活動が活発化しました。

また、各学校図書館間の蔵書情報のネットワーク化により、学校図書館相互の蔵書の貸借と配送のシステムが定着するとともに、学校図書館活用実践校*を順次拡大し、蔵書の充実や学校図書館を活用した教育活動の実践的研究が行われました。

※教員と学校司書との連携による学校図書館を活用した教育活動の実践的な研究を指定校で行い、その成果を各学校での実践につなげていく事業

さらに、済美教育センターによる教職員に対する研修の実施や校内研修の支援により、学校内での体制づくりや組織的な学校図書館活動の充実を進めてきました。

これらの施策の効果により、小学生の「学校図書館の一人当たり年間貸出冊数」は、平成28年度実績で、改定前の計画での平成29年度目標値を達成しました。これに対して中学生の「学校図書館の一人当たり年間貸出冊数」については、改善されていますが、さらに取組を充実・強化する必要があります。また、「区立小・中学校への調べ学習資料貸出冊数」は、「学校図書館図書標準100%達成の学校の割合」がさらに改善されるなど、学校図書館資料の充実により実績が減少に転じているため、本計画の目標項目としては見直す必要があります。

関連取組項目		平成26年度 実績	平成28年度 実績	改定前の計画 平成29年度目標
学校図書館の一人当たり 年間貸出冊数	小学校	38.5冊	42.7冊	39冊
	中学校	9.1冊	9.8冊	14冊
区立小・中学校への調べ学習資料貸出冊数		20,560冊	14,160冊	21,000冊
学校図書館図書標準*1 100%達成の学校の割合	小学校	59.5%	70.7%	80%
	中学校	43.5%	60.9%	80%
読書活動指導計画策定校 の割合	小学校	100%	(100%)*2	100%
	中学校	100%	(100%)*2	100%

※1 学校図書館図書標準：公立の義務教育諸学校における学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定した、小・中学校の図書館に整備すべき蔵書数として定めたもの

※2 平成27年度実績（隔年調査のため）

< 図書館等における読書活動の推進 >

夏休み等の期間、各区立図書館は、図書館資料を活用した学習などのために、多目的室等を小・中学生の学習室として開放しました。また、子ども読書の日、杉並区子ども読書月間や夏休みには、全館でおはなし会やワークショップなどを実施しているほか、「調べる学習コンクール」「本の帯アイデア賞」「子ども読書月間標語募集」などの事業を実施し、調べ物や読書への取組を支援しています。

重点的取組である、「中学生・高校生向けのサービスの充実」については、ヤングアダルト※¹（以下、「YA」という。）向け資料を集めたコーナーのリニューアルや中学校との連携等が進みました。学校への支援については、図書資料の貸出に加え、図書館見学、職場体験、インターンシップなどを積極的に受け入れました。

今後も、子どもの読書活動を充実するために、これらの事業を継続して実施するとともに、学校司書との連携の強化のほか、YAコーナー※²の充実などについては、区立図書館の改修・改築の機会を捉えて、さらに取り組む必要があります。

※1 図書館サービスの対象者のうち、主に中学生・高校生を表すもの

※2 YA世代向け書籍の書架があり、自由に学習や読書のための居場所として過ごすことのできるスペース

＜ 読書活動に関する情報の発信 ＞

図書館ホームページでは、区立図書館で実施するおはなし会などの事業について、写真やイラストを添えて周知するなど、効果的な広報活動を行い、図書館事業の認知度を高めるとともに、子どもの本の紹介について積極的に発信に努めました。

また、「YAページ」では、YA向けの本の紹介や中学生・高校生による図書館での職場体験の感想、地域図書館のYAコーナーをリニューアルした様子の紹介などを発信しました。

あわせて、区立図書館を利用したことがない子どもや保護者にも足を運んでもらえるように、図書館利用案内を兼ねた区立図書館の案内地図を配布しました。

これらの情報発信の取組と、様々な事業の実施により、区立図書館が開催する「子どもを対象とする事業への参加者数」は、平成28年度実績で、改定前の計画での平成29年度目標を超えることができました。

関連取組項目	平成26年度実績	平成28年度実績	改定前の計画 平成29年度目標
子どもを対象とする事業への参加者数	42,283人	43,259人	43,000人

今後も、子どもが図書館や読書への興味を高めるよう、読書活動に関する情報を効果的に発信する必要があります。

＜ 読書活動を推進するための体制と関係機関の協力・連携 ＞

子どもの読書に関する学識経験者、公募区民等で構成する「子ども読書活動推進懇談会」は、各委員による子どもの読書活動推進に関連する情報提供・意見交換などを活発に行いました。加えて、図書館や区の子ども事業の関係部門の職員で構成する「子ども読書活動推進連絡会」では、家庭、地域、学校全体での読書活動を連携して推進するために、本計画の進捗状況の確認や意見交換を行いました。

また、区立図書館が社会教育部門と協力して作成した夏休み行事一覧の全小学生への配布や、連携した行事等を実施しました。

今後も、学校や各図書館、関係機関が協力・連携し、効果的に子ども読書活動を推進する必要があります。

以上5つの取組により、1か月に1冊も本を読まない児童・生徒の率を示す指標である「未読者の割合」は、平成26年度から28年度までの間で、小学生は0.6ポイント減少しました。一方で、中学生について塾や部活動など様々な活動が増えること等から、0.8ポイント増加する結果になりました。今後の目標達成に向けて学校や地域、図書館での一層の努力が必要です。

関連取組項目		平成26年度実績	平成28年度実績	改定前の計画 平成29年度目標
未読者の 割合	小学生	4.9%	4.3%	0%
	中学生	8.3%	9.1%	0%

3 計画の基本的考え方

(1) 計画の性格

杉並区子ども読書活動推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき策定した計画です。

0歳から概ね18歳までの子どもを対象とし、読書活動を活発に進めるための施策の方向性や取組を示したものです。

(2) 基本的考え方

読書活動は生涯にわたって大切なものであり、子どもの時期から継続的に読書習慣を養うことが重要となります。

子どもが本と親しむことにより、思考力を高め、表現力を学び、創造力を身に付け、豊かな人間性と社会性を育むことができるよう、子どもの読書環境の整備を図ります。

①子どもの読書機会の提供と利用しやすい施設づくりの推進

杉並区の子どもの読書活動を推進するため、家庭、地域、学校において、子どもが本に触れ、読書に親しむ機会を積極的に提供します。また、図書館等が子どもにとって利用しやすい施設となるよう、改修・改築の機会を捉えて工夫に努めます。

②地域ぐるみでの読書活動推進体制の充実

地域社会全体で子どもの読書活動を支えていくため、区立図書館を中心とし、関係機関、NPOや地域で活動するボランティアとの連携を図ります。

③子どもの読書活動推進のための人材育成

図書館、学校及び地域で子どもの読書活動に関わる人材を育成するとともに、図書館職員や学校司書の専門性の向上を図ります。

④保護者等への支援

保育園、児童館、保健センター等の関係機関が連携・協力し、家庭における子どもの読書活動の大切さを保護者や周囲の大人に伝えていきます。

また、出産を控えた家庭や、乳幼児の保護者に対する、子育てに関連する図書資料や乳幼児対象のブックリストなどの情報提供を通して、区立図書館としての子育て支援を図ります。

(3) 計画の目標

本計画は、家庭、地域、学校、図書館で子どもの読書環境を整備し、子どもたちの読書習慣の育成を図ります。こうした取組の成果として、これまでの未読者率の推移等を踏まえて、計画最終年度の平成33年度に、小・中学生の未読者の割合（未読者率）を平成28年度実績の3割減にすることを目標とします。

【 子ども読書活動推進計画目標 小・中学生の未読者の割合 】

平成28年度実績	平成33年度目標
小学生 4.3%	小学生 3.0%
中学生 9.1%	中学生 6.3%

【 目標項目と目標値 】

本計画では子ども読書活動の一層の推進を図るため、目標項目とその目標値を定めています。

目標項目は、これまでの達成状況を踏まえて、一部修正を行いました。

計画事業は28事業とし、時代の変化に対応した必要な見直しを行い、計画事業を具体化する個別事業を新たに加えます。また、「学校図書館相互貸借システムの構築と運用」など、十分に定着した個別事業については削除します。

改定前の計画の目標項目のうち、「読書活動指導計画策定校の割合」はすでに目標値を達成し定着化しているため、今回の目標項目からは削除しました。また、「区立小・中学校への調べ学習資料貸出冊数」は、学校図書館資料の充実により、実績が減少に転じており、この傾向は今後も続くものと予想されるため、目標項目から削除します。代わって、「『読書が好きだ』という質問に対する肯定率」（文部科学省「全国学力・学習状況調査」による）を目標項目に加えます。

目 標 項 目		平成 28 年度 実績	平成 33 年度 目標
①未読者の割合	小学生	4.3%	3.0%
	中学生	9.1%	6.3%
②学校図書館図書標準 100% 達成の学校の割合	小学校	70.7%	85%
	中学校	60.9%	80%
③学校図書館の一人当たり 年間貸出冊数	小学校	42.7 冊	48 冊*
	中学校	9.8 冊	15 冊
④乳幼児と保護者を対象とする事業へ の参加者数（区立図書館主催事業）		16,597 人	18,000 人
⑤子どもを対象とする事業への参加者 数（区立図書館主催事業）		43,259 人	45,000 人
⑥「読書が好きだ」という 質問に対する肯定率	小学校	74.3%	80%
	中学校	70.1%	75%

※平成 33 年度の目標値は、現状値を踏まえ、「杉並区総合計画」に示した目標値を上方修正しています。

（４）重点的取組

これまでの取組により、子ども読書活動の推進には一定の成果が見られます。しかしながら、目標値を達成できない目標項目が残るなど、引き続き取組の強化が必要です。このため本計画では、改定前の計画から継続して、次の事業を重点的に取り組めます。

①区立図書館での乳幼児への支援の充実

ボランティアのより一層の育成を図り、あかちゃんおはなし会やあかちゃんタイムを全図書館で実施するとともに、育児に直接役立つ保護者向けの講座などを企画・実施し、乳幼児期の読書活動の支援に努めます。

また、保育需要の拡大に対応し、区の保育部門や区立図書館が協力して、保育士、幼稚園教諭を対象とした研修を行います。

②学校図書館の充実

子どもたちの読書や学びを支える場としての学校図書館に、質・量ともに十分な資料を揃え、学びの場としても読書の場としても使いやすい、居心地のよい環境に整備します。

また、子どもたちが、学校図書館を十分に活用できるよう、司書教諭、学校司書の連携を中心とした校内体制を確立します。

③中学生・高校生向けのサービスの充実

中学生、高校生の発想や企画を生かした、本の紹介など読書推進のための協働事業を展開するほか、中学生、高校生の意見を踏まえた、多目的室の開放などの施設の活用を進めます。

④区の関係機関と学校との連携

区立図書館、区の関係施設、学校図書館の連携を通じて、地域の子どもたちの読書活動を応援します。また、各区立図書館を地域の拠点とした協力体制を継続するとともに、相談体制の充実を図ります。

4 計画期間

平成 30 年度から 33 年度までの 4 年間を計画期間とします。本計画は、杉並区実行計画及び杉並区教育ビジョン 2012 推進計画の改定等に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 子ども読書活動推進の取組

～区民と区との協働による読書環境の向上を目指して～

区民と区が協働して、子どもの読書活動を積極的に推進し、0歳から18歳までの大切な人格形成時期にある子どもたちへ、生涯にわたり人生を支える本との出会いの機会を提供していきます。

1 家庭・地域等における読書活動の推進

家庭や地域では、子どもの成長段階に応じて、子どもが本と親しむ機会を作り出し、読書の素晴らしさや楽しさを体験してもらうことが必要です。

地域のボランティアと連携・協力して、子どもの読書活動を推進するとともに、保護者へも子どもの読書活動の大切さを伝えていきます。

(1) 出産を控えた家庭への支援

区立図書館は、あかちゃんが生まれたら家族で楽しみながら読書を習慣化できるよう、出産を控えた家庭への働きかけをしていきます。

＜ プレママ・プレパパへの読み聞かせ講座 ＞

出産を控えた家庭を対象に、あかちゃん向けの絵本の選び方や読み聞かせの方法などの講座を企画実施していきます。

＜ 出産を控えた家庭への情報提供 ＞

保健センターの「母親学級」「パパママ学級」の機会や区発行の情報誌「子育て便利帳」などを活用して情報提供を行うほか、産婦人科等の医療機関やマタニティ用品の販売店舗などに、区立図書館の案内地図やあかちゃんとその保護者向けの事業のチラシなどを配置し、読書に関する情報の提供を行っていきます。

(2) ブックスタート事業の充実

ブックスタートは、あかちゃんと保護者が絵本を介してゆっくりと心ふれあうひとときを持つきっかけになることを願って、絵本を開く楽しい体験と一緒に温かなメッセージを伝え、絵本を手渡しする事業です。

この事業では、絵本とブックガイドの入ったブックスタートパックを、すべての保護者に手渡すことを目標にしています。今後も保健センターが行う4か月児健診時に、保健センターとボランティア、区立図書館とが協力して実施します。

(3) 区立図書館での乳幼児への支援の充実 **重点的取組**

乳幼児への絵本の読み聞かせは、乳幼児と保護者との楽しいふれあいであり、乳幼児の心の成長を促します。区立図書館では、「あかちゃんタイム」「あかちゃんお

はなし会」等を「ブックスタート」のフォローアップ事業と捉え、一貫した支援を継続していきます。

＜ あかちゃんタイム ＞

保護者が乳幼児と一緒に区立図書館を気兼ねなく利用できるよう、子どもの泣き声などに他の利用者の理解を求める時間帯として「あかちゃんタイム」を設け、利用しやすい環境づくりを進めており、順次実施の回数を増やしていきます。

＜ あかちゃんおはなし会 ＞

あかちゃんと保護者が一緒に絵本の読み聞かせや、わらべうたなどで遊ぶあかちゃんおはなし会を実施し、0歳からの本とのふれあいを進めていきます。

＜ 保護者向け講座の実施 ＞

絵本の読み聞かせに関する講座や絵本作家による講演会を実施し、家庭での読書の大切さを保護者に伝えます。

また、育児に直接役立つ講座など、区立図書館を利用したことがない保護者にも来館の機会となる事業を引き続き企画実施します。さらに、仕事などで平日に来館しづらい保護者に対しては、託児付きで土曜、日曜に事業を開催するなどの配慮をしていきます。

＜ ブックリスト「ねえ、よんで」の配布 ＞

ブックスタートで絵本に触れた子どもに、継続して本に親しんでもらえるよう、ブックリスト「ねえ、よんで」を作成し、配布をしています。

3歳児健診の受診者に会場となる保健センターで配布するほか、保育園、幼稚園、子供園、児童館、医療機関などに配布します。

＜ 子どもと保護者が一緒に楽しむ事業の実施 ＞

乳幼児から小学校低学年までの発達段階では、子どもと保護者が一緒に読書を楽しむことが大切です。区立図書館は、子どもと保護者が一緒に参加でき、家庭でも楽しめる、わらべうたや手遊びの講座を実施します。

＜ 保育園・幼稚園・子供園・児童館への支援 ＞

区立図書館は、保育園、幼稚園、子供園に通う子どもや、児童館を利用する子どもの本に接する機会を増やすことを目的に、各施設への児童図書等の団体貸出により読書活動を支援します。

また、区立図書館職員が各施設に出向き出張おはなし会を実施するとともに、子どもたちの図書館訪問などを積極的に受け入れていきます。

＜ 保育者への支援 ＞(新規)

区内の保育施設等に勤務する保育者を対象として、区立図書館職員による「発達にあった絵本の選び方」や「読み聞かせ」の研修を行います。

＜ 障害児を対象とした出張おはなし会の実施 ＞(新規)

障害児通所施設等への出張おはなし会など、区立図書館職員による障害児を対象とした事業を実施し、障害児の読書活動を支援します。

(4) 保育園・幼稚園・子供園における支援の充実

保育園や幼稚園、子供園では、子どもや親子で選んだ本の貸出、子どもの発達段階に応じたブックリストの紹介など、読書活動を支援します。

保育園5歳児クラスの図書館訪問の際には、子どもたち自身が団体貸出用の本を選ぶことを通じて、本の取扱いや公共マナーについて指導します。また、保護者に対しても、子どもと一緒に図書館の利用を勧めていきます。

幼稚園や子供園では、保護者によるブックトーク^{*}や読み聞かせなども、園と保護者とで協力しながら取り組んでいきます。

※一定のテーマに沿って、様々なジャンルの本を紹介すること

(5) 児童館におけるサービスの充実

全児童館のゆうキッズ事業や子ども・子育てプラザ^{*}で、乳幼児と保護者向けに、手遊びやわらべうた、絵本の読み聞かせを行い、親子で本を楽しむプログラムを実施します。

また、区立図書館からの団体貸出を利用して館内図書の実用性を高めるとともに、ボランティアやNPOと連携し、小学生を対象としたおはなし会を実施し、児童館図書室を活用して友達同士で本を楽しみ、本の楽しさを知る機会を提供します。

※乳幼児とその保護者を主な利用対象として、子育て支援に係るサービス・事業を総合的・一体的に実施する施設

(6) 自主的に地域で活動する人々への支援

区立図書館は、ボランティアを育成するとともに、ブックスタート・あかちゃんタイム・おはなし会など、その活動の場を提供し、地域で自主的に読書活動に携わる人々を支援していきます。

＜ ボランティア養成講座修了生への支援 ＞

すぎなみ地域大学の図書館ボランティア養成講座や、区立図書館のボランティア講座の受講修了生に対する継続的なフォローアップ研修を実施していくほか、区立図書館でのボランティア活動の機会や読書活動に関する幅広い情報を提供していきます。

＜ 地域で活動する人々との協力 ＞

子どもを対象とした読書活動が、地域における多様なつながりの中で広がるよう、情報の提供や発信などによる支援を進めます。特に、自主的な活動を通して培われた団体や個人の豊かな知識や経験の成果が、区立図書館を通じて他の様々な場所で展開している活動にも生かせるようにしていきます。

＜「地域・家庭文庫」への支援＞

区民が、自宅などを利用して、地域の子どもたちに本の楽しさを伝え、読み聞かせや児童書の貸出を行っている「地域・家庭文庫」は、子どもに身近な読書環境を提供する貴重な活動をしています。区立図書館は、「地域・家庭文庫」が希望する図書を貸与するほか、講座等を協働で実施するなど、その自主性を尊重しながら活動への支援を行っていきます。

2 学校における読書活動の推進

特色ある読書活動の推進を通じ、子どもが読書の楽しさを実感し、読書習慣を身に付けることができるよう支援します。また、子どもが主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤として学校図書館の充実に取り組みます。

(1) 特色ある読書活動の推進

子どもたちが、学校生活の中で本に親しみ、読書の楽しさを知ることができるよう、様々な読書活動を展開していきます。

区立小・中学校では、学校ごとに特色ある読書活動に継続して取り組みます。朝読書など全校一斉の読書活動、ビブリオバトル[※]や読み聞かせなどを行う読書集会、本に登場する料理を給食メニューに取り入れる給食コラボ等、学校行事と結び付けて読書の動機づけを行い、読書量の増加や読書の質の向上を図ります。これらの活動や取組により、読書の好きな子どもを増やしていきます。

また、小中一貫教育の一環として、中学生による小学生への読み聞かせや本に関するクイズ等の交流活動、中学校図書委員による小学生向けのブックリスト作成・配布等、読書活動を通じた小・中学校の連携をさらに進めていきます。

※参加者が本の紹介を行い、どの本を読みたくなったかを基準に来場者の投票で「チャンプ本（一番読みたくなった本）」を決める書評合戦のこと

＜オリンピック・パラリンピック教育^{※1}を図るための資料の充実＞（新規）

オリンピック・パラリンピック教育の一環として、「世界ともだちプロジェクト」^{※2}を全区立小中学校・子供園で実施しています。学校図書館では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会参加国や地域の言語や文化、歴史等に関連する図書館資料の充実を図り、調べ学習の授業や読書活動の支援を行い、オリンピック・パラリンピック教育の推進に努めます。

※1 スポーツを通して、知・徳・体の調和のとれた人間を育成することを目指し、子どもたちがスポーツにより心身の調和的発達を遂げ、進んで平和な社会の実現に貢献できるようにする取組

※2 世界の多くの国々の様々な人種や言語、文化、歴史、スポーツなどを学ぶことを通して、世界の多様性を知り、様々な価値観を尊重することの重要性を理解するための取組。都内全区市町村立学校で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催までを期間とし、各小中学校に1グループ（5か国）が割り振られている。

＜学校図書館サポートデスク[※]による支援＞

学校図書館サポートデスクでは、読書活動推進に関わる校内研修の支援や学校図書館を活用した授業に関する教職員への指導・助言、済美教育センターでの学校図書館活動に必要な資料の収集、提供を行います。

また、学校図書館訪問により、各学校の実情に合わせた支援を行うとともに、読書活動等の取組についての情報や資料を収集し、全校へ広めていきます。

※区立済美教育センターの学校図書館支援担当のこと

(2) 学校図書館の充実 **重点的取組**

学校司書の全校配置のもと、学校図書館の環境整備をさらに進めるとともに、学校図書館の活用を推進するため、学校内の体制を構築します。また、各学校図書館の蔵書情報の共有化や、学校図書館相互の蔵書の貸借・配送のシステムを継続し、資料の一層の有効活用を図ります。

＜ 学校図書館の運営体制の確立 ＞

学校図書館は、学校司書の全校配置や学校図書館運営計画作成、公共図書館との連携等文部科学省が定める「学校図書館ガイドライン」の内容を既に充実させてきました。今回、「学校図書館ガイドライン」が示されたことにより、校長のリーダーシップのもと、各校の司書教諭や教職員、学校司書が、自校の学校図書館の体制や内容を再確認し、さらなる整備・充実に努めます。

また、司書教諭等を中心として「学校図書館運営計画」を作成・充実するとともに「学校図書館運営委員会」を設置するなど、学校全体で組織的・計画的に学校図書館を活用する校内体制づくりを推進します。

＜ 図書・施設・設備の整備・充実 ＞

「学校図書館図書標準」の達成に努め、バランスのとれた蔵書構成に配慮しながら質・量ともに十分な資料を計画的に購入するとともに、本の買い替えや廃棄による蔵書の更新を進めます。

また、学習をする場としての環境を整えるとともに、落ち着いて読書をするための居心地のよい場としての整備を行います。

＜ 学校図書館を活用した教育活動 ＞

学校図書館活用実践校では、教員と学校司書との連携による学校図書館を活用した教育活動を実践し、蔵書の充実を図るとともに、多様な読書活動を行い、その成果を各学校に広げていきます。また、実践校を順次増やすことによって、すべての学校での読書活動や情報活用など、学校図書館活動のレベルアップを図ります。

(3) 教職員の指導体制の充実

学校図書館を活用した教育活動の研究や児童・生徒の読書活動を支援するための研修など、教職員に対する指導体制を充実し、児童・生徒の発達段階に応じた読書指導を行います。

＜ 教職員研修の充実 ＞

教職員を対象とした研修を継続的に実施し、読書活動や調べ学習等の知識や技術のレベルアップを図ります。特に司書教諭を対象として、学校図書館を活用した授業や児童・生徒への読書や学習の支援が行えるよう、専門性の向上を図るための研修を充実させるとともに、学校図書館を活用する校内の推進役として、学校図書館の運営に関わる研修を実施します。

＜ 学校司書研修の充実 ＞（新規）

学校司書を対象とした研修を継続的に実施し、知識や技術のレベルアップを図ります。また、新規採用者研修や実技を伴う研修、各校の優れた取組の情報共有などを通じ、学校司書の専門性を高めます。

＜ 読書指導の充実 ＞

教員と学校司書の連携により、読み聞かせやブックトークなど様々な読書の手法を取り入れることで、読む本の幅を広げ、読書の質の向上を図ります。読書意欲の低い児童・生徒に対しては、その原因を探り、対面読書や本の紹介によるきめ細かい指導や助言を行っていきます。

（４）特別な支援を必要とする子どもへの支援

特別支援学校、特別支援学級及び適応指導教室での読書活動を推進するため、計画的に学校図書館や地域の区立図書館を利用した教育活動を行うなど、きめ細かな支援を行っていきます。

また、発達障害や肢体不自由など通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒が学校図書館や図書館の資料を利用しやすくなるよう、分かりやすい案内表示やリーディングトラッカー^{※1}、拡大鏡などの読書の補助具を活用したり、バリアフリーな資料（拡大文字の資料やさわる絵本、LLブック^{※2}など）を導入したりすることにより読書教育を推進していきます。

※1 読んでいる文章の特定の行だけに焦点を当て読みやすくする道具

※2 ピクトグラム（絵記号）などを併用し、やさしい文章で読みやすく書かれた図書

（５）就学前教育としての読書活動の充実

保育園、幼稚園、子供園で日常的に行われている読み聞かせ、おはなし、紙芝居などを通じ、幼児が本の楽しさを知るよう、読書活動の充実を図ります。

また、(仮称)就学前教育支援センター[※]においても、区内の就学前教育施設へ大型絵本の貸出等により読書活動の推進を図っていきます。

※区内の保育園、幼稚園、子供園等の就学前教育施設に対する教育的支援を総合的・一体的に展開し、幼児教育の質の向上を図るための拠点として新たに整備する施設

(6) 読書活動を通じた幼保小連携教育（新規）

保育園、幼稚園、子供園等の就学前教育施設と小学校が相互に連携を図る幼保小連携教育の一環として読書活動に取り組みます。幼児が小学校の学校図書館を訪問し、小学校教員や学校司書による読み聞かせを聞いたり、絵本や図鑑を見る体験を通して、学校図書館という施設に親しみを持たせ、読書への興味へとつなぎます。

また、小学生から幼児へ、絵本の読み聞かせや紙芝居などをする交流を行います。幼児は小学校生活への期待や憧れの気持ちを膨らませるとともに本の楽しさに触れ、小学生は読み聞かせのための本を選び、年下の子どもへ実践することによって、幼児・小学生の双方にとってより豊かな読書活動となることができます。

(7) 地域・ボランティアとの連携

学校支援本部やPTAが図書ボランティアを組織として立ち上げ、多くの学校で学校図書館の支援を行っています。特に、学校司書や司書教諭を通して学校との連携を深めながら、学校によっては、学校図書館の整備や放課後の運営、児童・生徒への読み聞かせ等についても協力を行っています。

また、学校図書館サポートデスクは必要に応じて、図書ボランティアの相談に応ずるとともに、研修等の支援を行います。さらに、区立図書館とも協力し、地域内のボランティア同士の連携を深めます。

3 図書館における読書活動の推進

区立図書館は、子どもたちが様々な本との出会いを通して読書の楽しさを感じ、本への興味・関心を高められるよう、児童資料の充実や施設の整備、読書推進事業の実施に取り組みます。

(1) 子ども向け資料の整備・充実

区立図書館は、子どもたちが様々な本に出会うきっかけとなり質の高い読書ができるよう、幅広い分野から魅力ある図書資料を収集するとともに、蔵書の点検・更新を進めます。

＜ 子ども向け外国語図書の充実 ＞

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、子どもたちが外国語や外国への理解を深めることができるよう、外国語絵本等を収集するとともに、展示等により外国籍の子どもたちも母国語の図書を利用できるような取組を行います。

＜ 「世界ともだちプロジェクト」実施のための学校図書館等への支援 ＞ (新規)

区立図書館は、区内の小中学校・子供園で「世界ともだちプロジェクト」が実施されていることから、この取組に役立つ必要な図書資料の収集など、近隣の学校図書館等を支援していきます。

＜ 子ども向け資料の情報提供と資料の充実 ＞

子ども向けの資料の充実を図るとともに、子ども向け資料情報について、区立図書館の間で、より一層の情報共有を図ります。

また、学校図書館が図書を購入する際の参考となるよう、これらの資料情報を提供していきます。

＜ 計画的な児童書の充実 ＞

区立図書館で所蔵する児童書の点検・更新を計画的に進めます。長く読み継がれてきた絵本・物語等は利用頻度が高いため、多くの子どもが手に取りやすいよう買い替えを進めます。また、記述の内容が古く、時代に合わなくなった理科・社会等の図書については、順次最新資料の購入と書架の入れ替えを行うなど、計画的な児童書の充実に努めます。

＜ 子ども対象のレファレンス*の充実 ＞

子どもたちの質問や要望に答えるとともに、自分の力で調べたり、考えたりするきっかけとなるようなレファレンスを実施します。あわせて、パスファインダー

(調べ方のガイドとなる資料)の作成を行います。

また、調べ学習用の図書を充実し、学校に対しても図書を購入する際の参考となるよう、新刊情報を提供していきます。

※情報を求める人に、必要な資料の調べ方や情報の所在について案内すること

(2) 利用しやすい施設づくり

区立図書館は、子どもやその保護者が安心して気軽に利用できる施設づくりをしていきます。

＜ わかりやすい書架案内やサインの作成 ＞

子どもにもわかりやすい書架案内やイラストを加えたサインの作成、図書館イメージキャラクターの活用など、子どもが自分の力で読みたい本を探せる図書館づくりに努めていきます。

＜ 図書館ツアーの実施 ＞

夏休み等の期間に、希望する子どもに対して区立図書館員が、図書館の利用の仕方、施設案内、OPAC*の使い方などを説明する図書館ツアーを実施し、図書館に対する理解を深めてもらいます。

※Online Public Access Catalog(利用者のためのオンライン閲覧目録)の略称

＜ だれにでもやさしい図書館づくり ＞

区立図書館内に、授乳室や、持参の飲料が飲める「ドリンクコーナー」の確保など、子どもと保護者が安心して利用できる図書館を目指します。また、あかちゃんタイムの際に、あかちゃん連れの保護者がゆったりとした時間やあたたかい人間関係を築けるような場所づくりに努めます。

さらに、誰もが利用しやすい施設を目指し、安全面にさらに配慮したレイアウトや分かりやすい案内表示にするほか、拡大鏡等の補助器具を備えるなど、特別な支援が必要な子どもへの配慮をより充実させていきます。

(3) 小・中学生を対象とする事業の実施

区立図書館は、子どもたちが読書に親しむきっかけとなるよう、「本の帯アイデア賞」など子ども向けの様々なコンクールを開催し、毎年6月を子ども読書月間と定め、そのPR標語を募集するなど、様々な催しを企画するほか、子ども向けの図書や子ども専用の場所の提供により、自主的な学習を支援していきます。

＜ 本を利用した体験事業の実施 ＞

主に小学生を対象に、子どもたちが自ら考え、楽しむことのできる絵や工作のワークショップを、本と関連付けたプログラムで実施します。

また、地域のボランティアとの協働により、本に書かれている実験を体験する科学あそびや、科学の本への興味につながるブックトークなどの事業、さらに子どもの自己表現力やコミュニケーション力を育むことを目的に、一冊の本につい

て話し合い、自分の好きな本をすすめ合う「子ども読書会」を実施します。

＜ 調べ学習に向けた支援 ＞

学校の夏休み等の期間に多目的室等を開放し、子どもたちの自主的な学習を支援します。

また、「図書館を使った調べる学習コンクール」や調べ学習の基本を教える「調べ方講座」を開催し、子どもの調べる力や考えをまとめる力を育む手助けをします。

＜ 子ども対象のオリンピック・パラリンピックへの理解を深める事業の開催 ＞(新規)

オリンピックの歴史、参加国や各種目の情報、パラリンピックに関する展示のほか、講演会や上映会等を実施し、子どもたちの国際感覚を養うとともに、障害への理解を深める事業を展開します。

(4) 中学生・高校生向けのサービスの充実 **重点的取組**

区立図書館は、勉強や部活動などで多忙な毎日を送る中学生、高校生に、自由な学習や読書の空間を提供するとともに、読書の楽しさを味わう機会を作ります。

＜ ブックリストの作成 ＞

区立図書館の職員が読んだ本の中から、中学生、高校生にすすめる本のブックリストを作成し、近隣の学校司書と協力して配布を行います。また、図書館職員が学校に出向き、ブックリストを活用したブックトークや区立図書館の利用方法の説明などを実施していきます。

＜ 中・高校生協働企画の実施 ＞

中学生、高校生と連携し、区立図書館の本を活用した資料展示や本の紹介コーナーの開設など、若者の読書に対する興味・関心を高める取組を実施します。

＜ YAコーナーの充実 ＞

中央図書館の児童資料室や地域図書館の多目的室等を中学生、高校生に開放する時間を設け、図書館資料を活用した自由な学習や読書のための居場所としての活用を図ります。また、今後は図書館の改修・改築の機会を捉えて、YAコーナーの充実に取り組んでいきます。

＜ 学校司書と連携した事業の実施 ＞(新規)

区立図書館と中学校の学校司書が緊密に連携し、図書館で行うYA向け事業の企画、運営、広報等で協力体制を作ります。また、区内の高校の学校司書に対し、区立図書館職員がブックリストの配布等情報提供を行うなど連携を深め、高校生の区立図書館利用促進や高校生向けサービスの充実を図ります。

(5) 学校への支援の充実

区立図書館は、学校への資料の貸出等のほか、見学や職場体験の希望を積極的に受け入れ、子どもたちの図書館の利用や読書への関心を高めます。

＜ブックリスト「よんでみよう、1年生」の作成・配布＞

区立図書館の職員が区立小学校を訪問し、1年生全員を対象に、区立図書館の使い方や本の紹介などを行ったうえで、ブックリスト「よんでみよう、1年生」を図書館バッグと一緒に手渡します。

また、夏休み等の期間前に杉並区教育研究会（区立学校教諭で組織する研究会）が年2回発行する対象学年別「推薦図書リスト」作成時に区立図書館が新たな出版情報を提供するなど、本を選ぶ作業に協力していきます。

＜学校への団体貸出＞

学校への団体貸出を積極的に行い、朝の一斉読書を支援します。また、教員や学校司書との連携を深め、選書について相談に応じるなど援助を行い、授業のテーマに合わせた調べ学習資料の貸出などで、子どもたちの学習を支援します。

＜学級貸出選定への支援＞

子どもたちの読書活動を支援するために、読み物を中心とした学級貸出を行っていますが、特に、小学校の学級貸出図書の選定の際に活用できるよう、保護者向けに年齢に合わせた本の選び方を記載した選定マニュアルを作成・配布し、学期ごとに説明を行っています。

＜職場体験をはじめとする実習の受け入れ＞

子どもの図書館利用や読書への意識を高めるきっかけになるよう、区立図書館の見学会などを行います。また、職場体験実習やインターンシップを積極的に受け入れ、本に対する親しみを持ってもらえるようなプログラムを工夫して実施します。

4 読書活動に関する情報の発信

区立図書館は、子ども向けの行事を含め、様々な読書活動に関する情報を持っています。これらの情報を整理し、わかりやすく、様々な媒体や機会を通して発信していきます。

(1) わかりやすい情報発信

区立図書館を中心とした読書活動に関する情報を集め、一覧できる表にまとめ、広報紙や図書館のホームページに掲載するなど、だれにもわかりやすく印象に残る広報の仕方を工夫します。また、多くの区民に区立図書館が企画実施する子ども向けの事業についての情報を知ってもらい、関心を高めてもらえるよう、報道機関等にも、わかりやすい内容で、積極的に情報提供していきます。

(2) わかりやすい案内地図の作成と配布先の拡大

区立図書館を利用したことがない子どもや保護者にも足を運んでもらえるように、よりわかりやすい区立図書館の案内地図等を作成します。

区民事務所のパンフレットスタンドに案内地図を置くなど、公共機関や多くの区民が利用する場所等へ配布先を広げ、新たな利用者の拡大に努めます。

(3) 子ども向けの図書館ホームページの充実

区立図書館は、子ども向けの図書館ホームページにイラストや写真等を加えるなど、内容を充実していくほか、保護者にも役立つような情報の発信をしていきます。

＜「こどもページ」の充実＞

乳幼児や小学生を対象に、毎月テーマを決めて本の紹介をするなど、読書への興味が高まるように、積極的に情報提供をしていきます。また、調べ学習のガイドとなるパスファインダーやブックリストなども掲載します。

あわせて、乳幼児や小学生の保護者を対象にしたコーナーを設け、子ども向けの事業や図書館情報を発信していきます。

＜「ヤングアダルトページ」の充実＞

中学生・高校生を対象としたヤングアダルトページに、本の紹介や職場体験実習の感想や記録などを掲載します。また、中学生・高校生の企画によるコーナーでは、本の紹介などの情報発信をしていきます。

(4) 関係機関と連携した情報提供

夏休み行事一覧等を社会教育部門と協力して作成し、学校を通じて全小学生に配布していくほか、郷土博物館等との連携事業については、図書館事業についても

PRを依頼するなど、積極的な働きかけに努めます。

また、子どもセンター*等と連携し、図書館の案内地図を置いたり、子育てに必要な情報として保護者に、「あかちゃんタイム」をはじめとした図書館行事などの情報も提供していきます。

※保育園の入園相談や子育て支援サービスの利用相談・情報提供を行う身近な地域の子育て拠点

(5) 読書活動に関わる地域情報の収集・発信

地域・家庭文庫をはじめ、読み聞かせや朗読などの読書に関する活動を行う地域の団体やグループの活動情報を「図書館だより」や図書館ホームページ等で紹介して、活動の場を拡げるための支援をしていきます。

5 読書活動を推進するための体制と関係機関の協力・連携

区立図書館を中心に、学校や子育て関連部門と協力連携を図り、子どもが読書に親しむ環境を充実していきます。

(1) 子ども読書活動推進懇談会の運営

公募の区民や学識経験者等で構成される「子ども読書活動推進懇談会」は、杉並区の子どもの読書活動に関する施策や事業について、意見・助言を行うために設置された機関です。

今後も「子ども読書活動推進懇談会」と区立図書館とが連携協力し、子どもの読書活動を推進していきます。

(2) 子ども読書活動推進連絡会の運営

「子ども読書活動推進連絡会」は、杉並区の子どもの読書活動推進計画の取組状況を管理するほか、情報共有を行い、協力・連携して運営していきます。

(3) 社会教育関係施設等との連携

区立図書館は、生涯学習推進課をはじめとする社会教育部門で構成する社会教育関係施設等連絡会議における情報交換、職員研修、意見交換等を進め、社会教育部門における施策を通して読書活動の推進を図ります。

また、読書活動推進のため教育委員会以外の部署との連携も推進し、各施設で行われる行事・イベント等にも積極的に参加し、図書館や読書活動のPRを行うなど、地域に合った取組を進めていきます。

(4) 区の関係機関と学校との連携 **重点的取組**

区立図書館は、関係機関、地域で活動する団体やボランティアとの連携を強化し、学校を支援していくため、地域ごとの支援体制を確立します。

＜ 読書活動を支援する地域ごとのネットワークの構築 ＞

学校図書館サポートデスクと協力し、学校図書館や学校の授業を支援するとともに、各地域図書館を中心に、司書教諭等の教職員、学校司書及び地域で活動するボランティア等との連携を強化し、子どもの読書活動に関する地域での情報共有に努めます。

＜ 地域図書館を拠点とする学校図書館支援体制の確立 ＞

中央図書館を含め、各地域図書館が区内の小・中学校を分担し、学校からの資料貸出に関する相談に対応するなど、きめ細やかな学校支援に努めます。特に、中央図書館は、地域図書館が行う学校支援もサポートしていきます。

また、区立図書館と学校図書館との連携を進めるため、学校司書との連絡会を開催し、子どもの読書活動や図書選定についての情報交換を行います。

(5) すぎなみ地域大学との連携

区立図書館は、すぎなみ地域大学と協力して図書館ボランティア養成講座を隔年で企画・実施していきます。

計画の体系図

子どもの読書習慣の育成や読書環境の整備に努めます

基本的考え方

読書活動は生涯にわたって大切なものであり、子どもの時期から継続的に読書習慣を養うことが重要です。子どもが本と親しむことにより、思考力を高め、表現力を学び、創造力を身に付け、豊かな人間性と社会性を育むことができるよう、読書環境の整備を図ります。

① 子どもの読書機会の提供と
利用しやすい施設づくりの推進

② 地域ぐるみでの読書活動推進体制の
充実

③ 子どもの読書活動推進のための人材育成

④ 保護者等への支援

目標値

①未読者の割合	小 3.0%	中 6.3%
②学校図書館図書標準 100%達成の学校の割合	小 85%	中 80%
③学校図書館の一人当たり年間貸出冊数	小 48冊	中 15冊
④乳幼児と保護者を対象とする事業への参加者数	18,000人	
⑤子どもを対象とする事業への参加者数	45,000人	
⑥「読書が好きだ」という質問に対する肯定率	小 80%	中 75%

子ども読書活動推進の取組

- 1 家庭・地域等における読書活動の推進
- 2 学校における読書活動の推進
- 3 図書館における読書活動の推進
- 4 読書活動に関する情報の発信
- 5 読書活動を推進するための体制と関係機関の協力・連携

重点的取組

- ①区立図書館での乳幼児への支援の充実
- ②学校図書館の充実
- ③中学生・高校生向けのサービスの充実
- ④区の関係機関と学校との連携

計 画 事 業 一 覧

《 2 8 事 業 》

事 業 項 目		主 管 部 門
家 庭 ・ 地 域 等	1 出産を控えた家庭への支援	保健センター
	2 ブックスタート事業の充実	保育課・保育園 子供園
	3 区立図書館での乳幼児への支援の充実(重点的取組)	児童青少年課・児童館
	4 保育園・幼稚園・子供園における支援の充実	生涯学習推進課
	5 児童館におけるサービスの充実	中央図書館・地域図書館
	6 自主的に地域で活動する人々への支援	特別支援教育課
学 校	1 特色ある読書活動の推進	小・中学校
	2 学校図書館の充実(重点的取組)	済美教育センター
	3 教職員の指導体制の充実	庶務課 学校支援課
	4 特別な支援を必要とする子どもへの支援	中央図書館・地域図書館
	5 就学前教育としての読書活動の充実	保育園 子供園
	6 読書活動を通じた幼保小連携教育	特別支援教育課
	7 地域・ボランティアとの連携	就学前教育担当課
図 書 館	1 子ども向け資料の整備・充実	中央図書館・地域図書館 特別支援教育課
	2 利用しやすい施設づくり	
	3 小・中学生を対象とする事業の実施	
	4 中学生・高校生向けのサービスの充実(重点的取組)	
	5 学校への支援の充実	
情 報 発 信	1 わかりやすい情報発信	中央図書館・地域図書館 生涯学習推進課
	2 わかりやすい案内地図の作成と配布先の拡大	
	3 子ども向けの図書館ホームページの充実	
	4 関係機関と連携した情報提供	
	5 読書活動に関わる地域情報の収集・発信	
推 進 体 制 と 連 携	1 子ども読書活動推進懇談会の運営	中央図書館・地域図書館 済美教育センター 生涯学習推進課 スポーツ振興課 地域課
	2 子ども読書活動推進連絡会の運営	
	3 社会教育関係施設等との連携	
	4 区の関係機関と学校との連携(重点的取組)	
	5 すぎなみ地域大学との連携	

参考資料

(調査・統計資料等)

- 1 読書冊数及び未読者の割合等 29
 - (1) 杉並区の区立小・中学校の児童・生徒の状況
 - (2) 東京都の公立小・中・高等学校の児童・生徒の状況
 - (3) 全国の小・中・高等学校の児童・生徒の状況

- 2 学校図書館の現状 33
 - (1) 蔵書冊数
 - (2) 学校図書館図書標準の達成状況
 - (3) 学校図書館における図書購入費の推移

- 3 区立図書館の現状 34
 - (1) 区立図書館の児童書蔵書冊数の推移
 - (2) 区立図書館の児童等への貸出状況
 - (3) 各館別児童貸出状況
 - (4) 図書館行事活動の状況
 - (5) 地域・家庭文庫の利用状況

- 4 子どもの読書活動の推進に関する法律 36

- 5 文字・活字文化振興法 38

- 6 杉並区子ども読書活動推進懇談会運営要綱 41

1 読書冊数及び未読者の割合等

(1) 杉並区の区立小・中学校の児童・生徒の状況

①小学校

1か月に読む平均読書冊数 (冊)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
第 3 学年	12.6	12.1	13.1	12.6	12.5	12.8
第 4 学年	10.8	11.0	11.0	11.4	11.4	11.8
第 5 学年	8.9	9.4	10.4	9.7	10.2	9.9
第 6 学年	7.4	7.6	7.7	8.2	8.0	8.3
平均	9.9	10.0	10.6	10.6	10.5	10.7

未読者(1か月に1冊も本を読まなかった小学生)の割合 (%)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
第 3 学年	5.9	6.0	5.2	5.1	4.2	3.8
第 4 学年	6.1	5.5	5.4	4.7	3.7	3.2
第 5 学年	5.2	5.6	4.1	4.4	3.8	4.1
第 6 学年	6.9	7.7	6.7	5.4	5.8	6.2
平均	6.0	6.2	5.4	4.9	4.4	4.3

②中学校

1か月に読む平均読書冊数 (冊)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
第 1 学年	5.5	6.0	6.5	6.6	6.5	6.6
第 2 学年	4.9	5.0	5.2	5.5	5.3	5.3
第 3 学年	4.1	4.6	4.7	4.5	4.6	4.4
平均	4.8	5.2	5.5	5.6	5.4	5.4

未読者(1か月に1冊も本を読まなかった中学生)の割合 (%)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
第 1 学年	9.7	7.0	6.4	5.9	6.3	6.0
第 2 学年	12.4	13.0	7.5	8.9	7.3	9.2
第 3 学年	15.5	13.2	12.0	10.2	11.5	12.0
平均	12.5	11.1	8.6	8.3	8.4	9.1

※杉並区立小・中学校特定の課題に対する調査、意識・実態調査（平成 23・24 年度）

杉並区特定の課題に対する調査、意識・実態調査（平成 25～28 年度）

小学校5年・6年は希望校のみ実施 中学校2年・3年は希望校のみの実施だが、結果として28年度は全校が実施した。

③「読書が好きだ」という質問に対する杉並区の児童・生徒肯定率

小学校第6学年

(%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
肯定率	75.3	72.9	74.3
あてはまる	51.0	51.0	51.5
どちらかといえばあてはまる	24.3	21.9	22.8

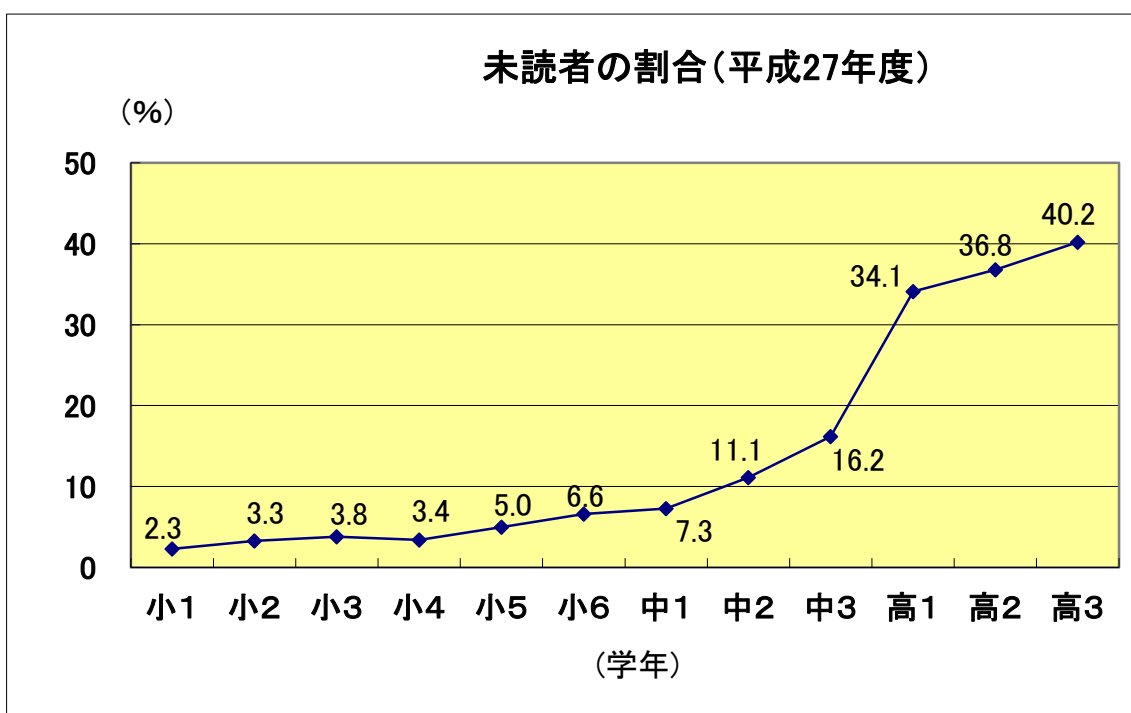
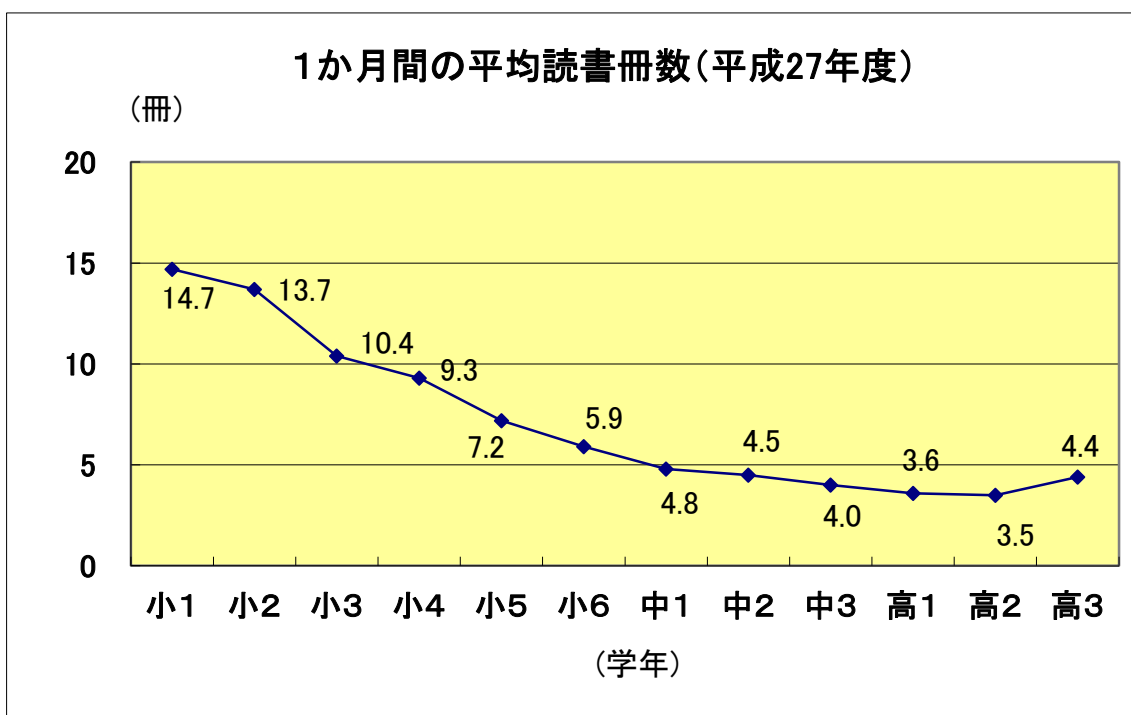
中学校第3学年

(%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
肯定率	69.9	67.3	70.1
あてはまる	46.1	43.8	45.5
どちらかといえばあてはまる	23.8	23.5	24.6

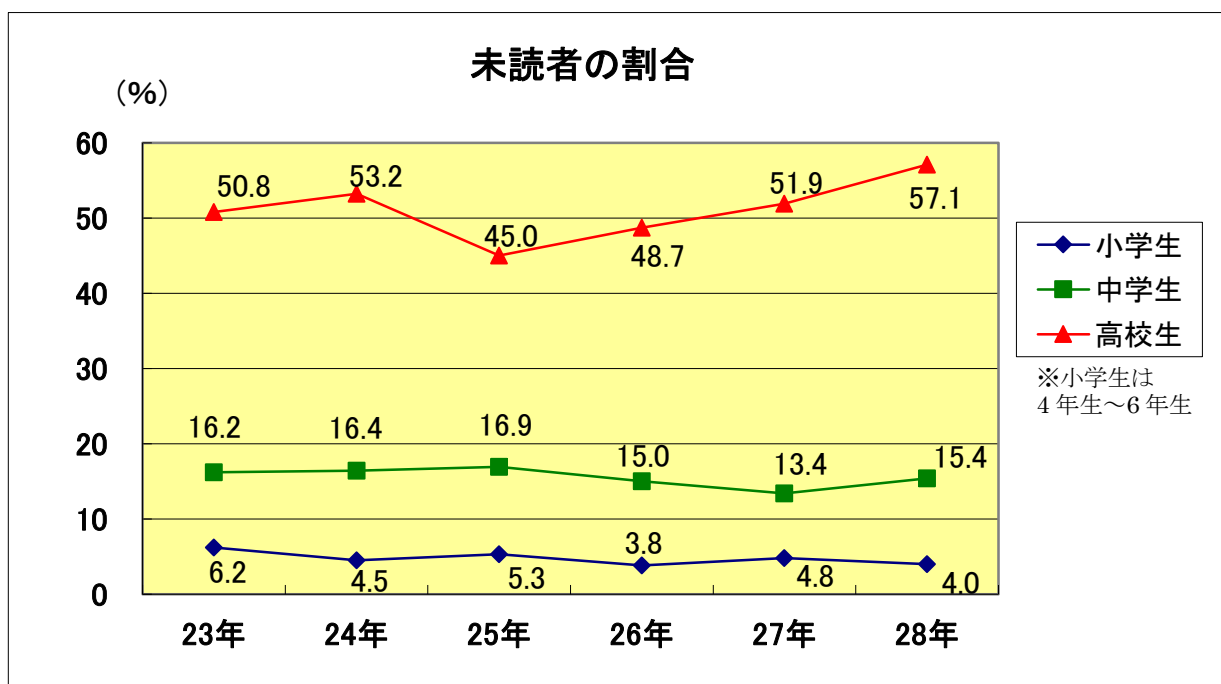
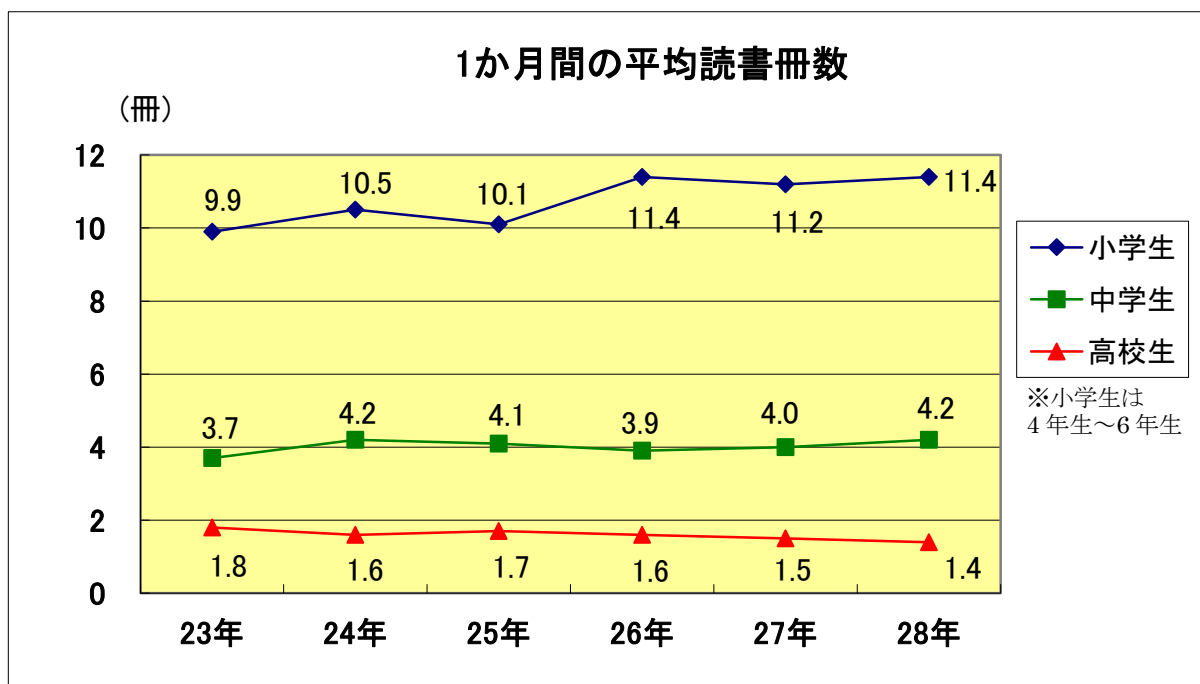
※ 文部科学省 全国学力・学習状況調査（平成26～28年度）

(2) 東京都の公立小・中・高等学校の児童・生徒の状況



※ 東京都教育委員会 「児童・生徒の読書活動状況」等に関する調査(平成27年度)

(3) 全国の小・中・高等学校の児童・生徒の状況



※ 全国学校図書館協議会・毎日新聞社共同調査「第62回学校読書調査」

2 学校図書館の現状(杉並区立小・中学校の学校図書館の図書等の整備状況)

(1) 蔵書冊数

	総蔵書冊数 (千冊)		1校当たりの蔵書冊数 (冊)	
	全国	杉並区	全国	杉並区
小学校	174,873	432	8,920	10,546
中学校	101,665	216	10,784	9,384

※全国の数字は、文部科学省（平成28年度「学校図書館の現状に関する調査結果」）より、
27年度末現在、杉並区の数字は28年度末現在

(2) 学校図書館図書標準の達成状況

図書標準(※)に占める 現有冊数の割合	小学校		中学校	
	全国	杉並区	全国	杉並区
25%未満	0.4	0.0	0.6	0.0
25%以上 50%未満	0.9	0.0	2.4	0.0
50%以上 75%未満	8.0	0.0	12.4	0.0
75%以上 100%未満	24.3	29.3	29.3	39.1
100%以上	66.4	70.7	55.3	60.9

※全国の数字は、文部科学省（平成28年度「学校図書館の現状に関する調査結果」）より、
27年度末現在、杉並区の数字は28年度末現在

※(参考) 文部科学省 学校図書館図書標準

小学校		中学校	
学級数	冊数	学級数	冊数
1	2,400	1~2	4,800
2	3,000	3~6	4,800+640×(学級数-2)
3~6	3,000+520×(学級数-2)	7~12	7,360+560×(学級数-6)
7~12	5,080+480×(学級数-6)	13~18	10,720+480×(学級数-12)
13~18	7,960+400×(学級数-12)	19~30	13,600+320×(学級数-18)
19~30	10,360+200×(学級数-18)	☆学級数=普通学級数	

(3) 学校図書館における図書購入費の推移

単位：円

施設	項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
学校 図書館	小学校	図書購入費	40,329,606	37,225,311	38,026,843
		1学級当たりの購入費 (全学級数)	62,046 (650)	55,312 (673)	55,840 (681)
	中学校	図書購入費	24,055,669	23,015,846	22,645,568
		1学級当たりの購入費 (全学級数)	121,493 (198)	115,658 (199)	113,228 (200)
	図書購入費合計		64,385,275	60,241,157	60,672,411

3 区立図書館の現状

(1) 区立図書館の児童書蔵書冊数の推移

単位：冊

図書館名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
中 央	180,856	179,312	178,697
永 福	29,653	30,700	31,970
柿 木	28,169	27,915	28,509
高円寺	39,743	40,425	40,733
宮 前	30,761	30,269	31,615
成 田	31,048	31,197	32,017
西 荻	41,786	41,616	41,920
阿佐谷	41,052	42,316	42,219
南荻窪	41,498	42,067	41,494
下井草	38,248	38,557	38,724
高井戸	30,910	31,998	33,594
方 南	53,710	55,007	55,924
今 川	39,150	40,782	41,905
合 計	626,584	632,161	639,321

(2) 区立図書館の児童等への貸出状況

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
個人貸出	貸出登録者数	15,082 人	21,428 人	19,844 人
	貸出者数	156,721 人	168,822 人	166,852 人
	貸出冊数	772,118 冊	842,404 冊	850,793 冊
団体貸出	登録団体数	1,009 団体	1,057 団体	1,045 団体
	貸出回数	4,794 回	4,842 回	4,734 回
	貸出冊数	222,951 冊	213,443 冊	207,900 冊

(3) 各館別児童貸出状況（平成28年度）

図書館名	個人貸出(児童)		団体貸出	
	貸出者数	貸出冊数	貸出回数	貸出冊数
中央	18,764	101,603	206	2,961
団体貸出	—	—	910	61,414
永福	11,750	61,926	491	12,349
柿木	9,626	50,777	205	14,063
高円寺	8,661	48,102	393	17,518
宮前	16,953	88,327	447	15,124
成田	10,919	52,146	328	13,361
西荻	9,226	45,175	154	10,195
阿佐谷	11,903	54,746	160	5,295
南荻窪	11,772	58,155	190	8,999
下井草	14,511	72,328	296	9,328
高井戸	14,426	74,084	400	15,586
方南	10,874	57,903	254	13,363
今川	17,467	85,521	300	8,344
合計	166,852	850,793	4,734	207,900

(4) 図書館行事活動の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ブックスタート 配布数	4,386 パック	4,717 パック	4,572 パック
おはなし会	1,218 回	1,250 回	1,197 回
映画会（児童対象）	190 回	21 回	23 回
講演会、講座、人形劇、こども会	227 回	262 回	235 回
ブックトーク	79 回	86 回	86 回
図書館見学	33 回	31 回	42 回

(5) 地域・家庭文庫の利用状況

地域・家庭文庫名	所在地	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ジルベルト文庫	高井戸西3丁目	612 人	836 人	738 人
ちいさいおうち文庫	今川3丁目	907 人	749 人	844 人
なかよし文庫	浜田山4丁目	休止中	休止中	休止中
のびのび文庫	下井草2丁目	休止中	休止中	休止中
バンビぶんこ	高井戸東4丁目	780 人	780 人	913 人
ポケット文庫	天沼1丁目	742 人	568 人	459 人
ポプラ文庫	井草1丁目	447 人	436 人	361 人
このあの文庫	本天沼1丁目	457 人	443 人	532 人
すみれ文庫	浜田山4丁目	355 人	327 人	397 人

4 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

5 文字・活字文化振興法(平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵(かん)養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵(かん)養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵(かん)養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵(かん)養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵(かん)養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

6 杉並区子ども読書活動推進懇談会運営要綱

平成 26 年 3 月 24 日

杉教第 12000 号

改正 平成 30 年 2 月 27 日杉教第 10207 号

杉並区子ども読書活動推進懇談会設置要綱（平成 16 年 5 月 14 日杉教第 1618 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、杉並区子ども読書活動推進懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第 2 条 懇談会は子ども読書活動に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聞くことを目的とする。

- （1） 「杉並区子ども読書活動推進計画」に係る事業に関すること。
- （2） その他、子ども読書活動推進に必要な事項

（構成）

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1） 学識経験者 2 名以内
- （2） 子ども読書活動関係団体から推薦を受けた者 1 名
- （3） 公募による区民 3 名以内
- （4） 区立小・中学校の図書担当の教職員 2 名以内

（運営）

第 4 条 懇談会は、必要に応じて中央図書館長が招集する。

2 懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適した者を選出する。

3 中央図書館長は、会議に際し必要があると認めるときは、関係者及び関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 懇談会は、公開とする。

5 懇談会は平成 34 年 3 月 31 日までの期間において、必要に応じて開催する。

（庶務）

第 5 条 懇談会の庶務は、中央図書館において処理する。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 27 日杉教第 10207 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する

